

やまがた緑環境税制度の評価・検証について

1 趣旨

やまがた緑環境税条例附則第7項に「条例の施行後5年を目途として施行状況等を勘案して検討を加える」と規定されていることから、平成29年度から令和3年度までの事業（5ヶ年）について、令和2、3年度の2ヶ年で制度等全般にわたる評価・検証を行うものである。

2 評価・検証の体制

(1) やまがた緑環境税評価・検証委員会による評価・検証

「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において、施策等の制度、仕組みを点検していただくとともに、見直しに関して協議していただく（次年度3回程度）。

(2) 事務局素案検討体制

評価・検証に必要な事務局素案を作成する組織として「評価・検証プロジェクトチーム」を設置する。森林整備部門、県民参加の森づくり部門ごとに外部委員（アドバイザー）から参加いただき、素案を作成する。

3 評価・検証のための調査

(1) 意識調査

県政アンケート調査や、県内企業、森林所有者、森づくり団体へのアンケート、やまがた環境展、県林業まつり来場者へのアンケートにより県民各層への意識調査を実施し、意見を集約する。

(2) 意見交換

市町村担当課長会議、森づくり意見交換会（一般県民、林業関係者）、森林組合との意見交換を行い、意見を集約する。